十八	災害により被害を受けた者（次号に該当する者を除く。）	復興事業の災害により被害を受けた旧被災中小企業者の復興事業に資することを促進し、被災地域の
十九	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた旧被災小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者等の復興事業に資することを促進し、被災地域の
二十	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業者に対する担保に供給されている証券化前の資金を円滑に市場において流通させることを促進し、被災地域の

○経済産業省告示第三十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十一年通商産業省告示第百九十三号（複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十五年三月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

⑴　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第５号に掲げる複写機（以下「複写機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年４月１日に始まり平成19年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成28年４月１日に始まり平成29年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

区分		基準エネルギー消費効率
複写機の種別	複写速度	
Ａ４機	毎分10枚以下	11
	毎分11枚以上20枚以下	17
	毎分21枚以上30枚以下	69
	毎分31枚以上40枚以下	88
	毎分41枚以上50枚以下	123
	毎分51枚以上60枚以下	144
	毎分61枚以上70枚以下	180
	毎分71枚以上80枚以下	200
	毎分81枚以上85枚以下	258
Ｂ４機	毎分10枚以下	17
	毎分11枚以上20枚以下	20
	毎分21枚以上30枚以下	85
	毎分31枚以上40枚以下	108
	毎分41枚以上50枚以下	151
	毎分51枚以上60枚以下	176
	毎分61枚以上70枚以下	221
	毎分71枚以上80枚以下	246
	毎分81枚以上85枚以下	317
Ａ３機	毎分10枚以下	19
	毎分11枚以上20枚以下	55
	毎分21枚以上30枚以下	99
	毎分31枚以上40枚以下	125
	毎分41枚以上50枚以下	176
	毎分51枚以上60枚以下	205
	毎分61枚以上70枚以下	257
	毎分71枚以上80枚以下	286
	毎分81枚以上85枚以下	369
Ａ３Ｙ機	毎分10枚以下	27
	毎分11枚以上20枚以下	77
	毎分21枚以上30枚以下	139
	毎分31枚以上40枚以下	175
	毎分41枚以上50枚以下	246
	毎分51枚以上60枚以下	287
	毎分61枚以上70枚以下	383
	毎分71枚以上80枚以下	433
	毎分81枚以上85枚以下	483